

令和 4 年度

印西市地域包括支援センター事業計画（案）

印西市本埜地域包括支援センター

1 総合相談支援業務

項目	市の方針	地域包括支援センター重点課題・目標
総合相談業務 令和4年度	○複雑かつ多様化する相談に対し、三職種がチームとなって必要な方策の検討とそれに基づく速やかな初期対応を行い、適切な機関・制度・サービスへつなげる。	○総合相談および継続ケースの対応。様々な相談を受け止め、総合相談のプロセスに基づき、三職種がチームとなって検討し、適切な機関、制度、サービスにつなぎ、継続的に支援していく。
実態把握	○圏域の実情に合わせた手段により地域の高齢者の心身状況や家庭環境等について実態把握を行い、要援護高齢者への早期対応が可能となるよう、日ごろから地域の関係者間で情報共有を行うなどネットワークの構築を図る。	○本埜地区民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会本埜支部の会議出席、医療機関や銀行、郵便局等の関係する機関との連携を図りネットワークを構築し、情報収集や実態把握を行い、要援護高齢者への早期対応に務める。

2 権利擁護業務

項目	市の方針	地域包括支援センター重点課題・目標
成年後見制度の活用促進	○判断能力の低下がみられる高齢者やその家族等からの契約や金銭管理等の相談に対して、日常生活自立支援事業、成年後見制度の説明を行う。 ○市は相談会や出前講座などを開催して制度の周知啓発に努める。	○必要に応じて成年後見制度の活用促進や日常生活自立支援事業の利用支援と周知を行う。自己意思決定の支援を心がけ自己決定を尊重するよう努める。 ○相談内容に応じて市で開催する相談会の紹介や成年後見制度申し立ての支援を行う。
高齢者虐待への対応	○地域のネットワークを活用して、虐待防止及び早期発見に努めるとともに、虐待通報や相談があった場合は、「高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律」及び「印西市高齢者虐待対応マニュアル」に基づき、市と情報共有をしながら、事実確認や虐待の判断を行い、連携を図りながら適切な支援を行う。 ○市が開催する「権利擁護勉強会」において、権利擁護に関する事例検討や対応方針の共有を行う。	○高齢者虐待通報窓口であることを周知する。 ○印西市高齢者虐待対応マニュアルに基づき、市及び関係機関と連携して適切に対応する。 ○市が開催する権利擁護事例検討会に参加、必要時には事例の提供を行い検討や対応を協議する。
消費者被害の防止	○民生委員や介護支援専門員、訪問介護事業所、消費生活センターとの連携のもと、消費者被害情報の収集に努めるとともに、商工観光課が設置予定の消費者安全確保地域協議会に参加し、被害を未然に防ぐために必要な支援を行う。	○関係機関と連携し、消費者被害の情報収集に努め、周知、啓発を行うとともに、相談を受けたときは消費生活センターや警察と連携し対応する。 ○消費者安全確保地域協議会に参加する代表者と情報共有し、被害を未然に防ぐための出前講座等の実施。

3 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

項目	市の方針	地域包括支援センター重点課題・目標
包括的・継続的なケア体制の構築	○在宅・施設を通じた地域における包括的・継続的なケアを実施するため、医療機関や関係機関との連携体制を構築し、介護支援専門員と関係機関との連携を支援する。	○介護支援専門員が抱える多様化・複雑化した相談への対応ができるよう、重層的な支援体制をとれるように医療機関や関係機関との連携を図る。
介護支援専門員に対する支援	○地域の介護支援専門員が業務を円滑に行えるよう、入退院時の医療機関との連携、支援困難事例への指導・助言など、専門的な見地からの総合調整や後方支援を行う。 ○介護支援専門員の資質向上を図るため、事例検討会や研修会等を実施する。	○市、5包括協働による介護支援専門員対象の研修会等の企画、運営。 ○いんばケアマネネットワークの活動協力、主任ケアマネ会議の運営等、介護支援専門員のネットワーク構築。 ○個別ケア会議の実施や支援困難事例対応等、介護支援専門員の後方支援の実施。

4 地域ケア会議推進事業

項目	市の方針	地域包括支援センター重点課題・目標
地域ケア会議の開催	○地域の多様な関係者が適宜協働し、介護支援専門員のケアマネジメント支援等を通じて、介護等が必要な高齢者が住み慣れた地域で生活ができるよう地域全体で支援する。 ○市は、多職種の専門的な視点に基づく自立支援型地域ケア会議を開催し、自立支援・重度化防止に資するケアマネジメント支援を行うとともに、地域資源の把握や多職種の連携体制の構築に努める。 ○センターは、介護支援専門員が抱える困難事例等について個別ケースに関する関係者を集め、地域住民や関係機関による個別ネットワークの構築を図るとともに支援方針を検討する。 ○センターは、個別地域ケア会議で把握した地域で不足している社会資源や取り組むべき地域課題について関係者で共有し、連携しながら検討を行う。 ○市は、圏域地域ケア会議では解決に至らなかった地域課題や市全体での検討が必要な課題について情報を共有し、社会資源の開発や施策の提言に結び付けていく。	○介護が必要になっても、住み慣れた地域での生活を続けられるよう印西市地域ケア会議手順確認マニュアルに基づいて「印西市地域思いやり会議」、「印西市本埜地区地域ケア推進会議」を開催し、地域における地域課題や不足している社会資源を把握し、問題解決に向けて協議する。 ○市で開催する自立支援型ケア会議に事例の提出や会議へ参加し、自立支援・重度化防止に資するケアマネジメントと介護支援専門員への後方支援が行えるよう、多職種との連携や地域資源把握のため生活支援コーディネーターと協働する。

5 在宅医療・介護連携推進事業

項目	市の方針	地域包括支援センター重点課題・目標
医療と介護の連携推進	<p>○医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業者との協働・連携を推進する。</p> <p>○「在宅医療・介護連携、認知症対策推進会議」を開催し、在宅医療と介護の連携、認知症施策の一体的な取組強化を図る。</p> <p>○高齢者と家族が療養生活について我が事として意思決定できるよう、市民への周知啓発に努める。フォーラム形式の市民啓発講演会やで講座の開催をする。</p>	<p>○医療と介護の連携を目的とした在宅医療・介護連携認知症対策推進会議や多職種協働の研修会等の実施協力。</p> <p>○多職種協働のネットワークの構築や市民向けの講演会の普及啓発等、市が実施する事業の協力、支援に努める。</p>

6 生活支援体制整備事業

項目	市の方針	地域包括支援センター重点課題・目標
生活支援コーディネーターと協議体との連携	<p>○住民主体の支えあいの体制づくりを推進するため、第1層（市全域）及び第2層（日常生活圏域）に生活支援コーディネーターを配置する。</p> <p>○第1層・第2層コーディネーターと地域の実情や課題を整理し、協議体の設置について検討を行う。必要に応じて、協議体の設置運営に取り組む。</p> <p>○センターは、第2層生活支援コーディネーターと連携を図るとともに、協議体に参加し、地域における一体的な生活支援サービスの体制整備に市と協働して取り組む。</p>	<p>○総合相談や通所型サービスC、自立支援型地域ケア会議等から抽出された地域課題について、生活支援コーディネーターと連携し地域における一体的な生活支援サービスの体制整備に市と協働して取り組む。</p> <p>○協議体への参加。</p>

7 認知症施策推進事業

項目	市の方針	地域包括支援センター重点課題・目標
認知症初期集中支援推進事業	<p>○認知症になっても本人の意思が尊重され、できるだけ住み慣れた地域で暮らし続けるために、認知症の人や家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、対象者をできるだけ早期に適切な医療や支援機関に結び付け、地域での生活に向けた支援体制を構築する。</p> <p>○センターは「認知症初期集中支援チーム」との同行訪問や情報共有など連携に努める。</p> <p>○初期集中支援チーム検討委員会を在宅医療・介護連携推進会議と合併させ、医療と介護の連携の中での初期集中支援の位置づけを明確にし、認知症の人とその家族を地域で支えるための体制づくりについて包括的に検討していく。</p>	<p>○地域包括支援センターが認知症初期集中支援チームの相談窓口であり、認知症の人や家族の支援を行いながら、早期より関われるように周知、啓発活動を実施。</p> <p>○認知症初期集中支援チームと情報を共有し、連携を図る</p>
認知症地域支援・ケア向上事業	<p>○地域の実情を把握し、相談に応じることができる体制を整えるとともに認知症当事者と家族の支援を地域で円滑に推進することができるよう、認知症地域支援推進員を配置し、認知症の相談等を専門的に対応できる体制づくりに努める。</p> <p>○認知症地域支援推進員および認知症コーディネーターが、日頃の相談対応などから地域の課題やニーズ、当事者の思いをくみ取り、認知症支援に必要な施策を企画・提案・実践していけるための支援を行う。</p> <p>○センターは地域の特性を生かした認知症カフェを開催し、認知症当事者を支えるつながりの支援と家族の介護負担の軽減、および認知症に対する理解を促進し地域での支援者の育成を図る。開催方法については感染症対策を考慮した内容とし、可能な限り当事者やその介護者の思いが周知されるよう、当事者の参加を増やす。</p>	<p>○認知症地域支援推進員と千葉県認知症コーディネーターを配置し、認知症の相談に対応できる体制を整える。 ○認知症施策意見交換会への参加。</p> <p>○認知症カフェ「オレンジカフェもとの」開催（7回/年）。</p> <p>○社会福祉協議会本埜支部主催の「しあわせ農園」（30年度開催した認知症カフェを支部社協の事業に移行）の開催協力（1回/月）。</p>
普及啓発・見守り体制の構築	<p>○認知症サポーター等養成講座を企画、実施するキャラバン・メイトを養成し、地域において認知症の人と家族を支える認知症サポーターの養成講座の開催や理解促進のための取り組みを積極的に行う。</p> <p>○小学生・中学生の講座については、感染症拡大防止に配慮し、時間短縮（45分）、スタッフの減、クラス単位での開催可能とするなどの工夫を行いながら実施。</p> <p>○成人、職域での実施については積極的に周知し実施する。養成したサポーターと認知症地域支援推進員、認知症コーディネーター、生活支援コーディネーターを結び付け、ボランティアなど、地域で認知症に人を見守り支える体制を構築していく。</p>	<p>○市で開催する認知症サポーター養成講座の実施協力。</p> <p>○事業所や地域住民に対し、認知症サポーター養成講座の周知と開催とチームオレンジの設置を目指す。</p>

8 介護予防ケアマネジメント業務・指定介護予防支援業務

項目	市の方針	地域包括支援センター重点課題・目標
介護予防ケアマネジメント業務 令和4年度	<p>○要支援者及び介護予防・生活支援サービス事業対象者に対して、自立支援を目的に主体的な取り組みができるよう、介護予防サービスに加えて住民主体の通いの場等の地域資源の活用も視野に入れたケアマネジメントを行う。</p> <p>○三職種については、包括的支援事業に影響が生じないよう市が定めた上限件数の範囲内で業務を行う。</p> <p>○業務の一部を指定居宅介護支援事業所に委託する場合は、適切なケアマネジメントが実施されているか責任をもって関与するとともに正当な理由なしに特定の事業者には偏らないよう配慮する。</p>	<p>○要支援者、事業対象者の方が本人が望む自立した生活を送れるよう、地域の多様なサービスや資源を提案するなど重度化防止に向けたケアマネジメントを実施する。</p> <p>○介護予防支援事業・介護予防ケアマネジメント利用者一覧を作成し、毎月の件数の把握をし上限件数を超えないよう管理する。</p> <p>○原案委託先の一覧表を作成し管理すると共に、複数の居宅介護支援事業所と情報共有をし、サービス利用を希望する要支援者、事業対象者の方にスムーズにサービス提供ができるよう努める。</p>

9 一般介護予防事業

項目	市の方針	地域包括支援センター重点課題・目標
介護予防把握事業	<p>○令和2年度から引き続き基本チェックリストを主としたアンケートを、介護認定を受けていない75歳以上の対象者に送付し、ハイリスク者を把握する。把握したハイリスク者に対し、早期介入を行う。</p>	<p>○市から提示された対象者の実態把握調査を実施し、介入が必要な対象者に対し必要な支援を行い、市と情報を共有する。</p>
介護予防普及啓発事業	<p>○介護予防把握事業で把握したハイリスク者や必要な対象者に対し事業参加につなげる等、ケアマネジメント力を身につけ、介護予防活動に取り組んでもらう。</p> <p>○65歳到達者に対する介護保険証送付に合わせて、活動や社会参加を促すチラシ等を同封し、市民の介護予防の関心を高める。</p>	<p>○介護予防把握事業や総合相談業務で把握したハイリスク者や必要な方に通所型サービスCの参加につなげ、本人らしく自立した生活を送れるようセルフケアマネジメント力の向上を目指し支援していく。</p>
地域介護予防活動支援事業	<p>○高齢者の体力の維持・向上と地域の仲間づくりを目的とした「いんざい健康ちょきん運動」の活動を通して、住民が主体となった通いの場の充実を図る。</p> <p>○センターは、地域において住民の活動支援を行うとともに、生活支援コーディネーターと連携して事業の普及・啓発に取り組み、地域の支え合いづくりを推進する。</p>	<p>○生活支援コーディネーターと連携して地域の方への事業の普及啓発など情報提供を行い、新たな通いの場の創設の際には支援を行う。</p>

10 運営体制

項目	市の方針	地域包括支援センター重点課題・目標
職員の配置 令和4年度	<p>○「印西市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る職員等の基準を定める条例」に基づき、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員（これらに準ずる者も可）の三職種を配置する。</p> <p>○認知症地域支援推進員（兼務）、生活支援コーディネーターを配置する。</p>	<p>○三職種の有資格者の配置（三職種常勤各1名の計3名を配置）。</p> <p>○認知症地域支援推進員（兼務）と、生活支援コーディネーター（常勤）を配置。</p> <p>※いずれも欠員が生じた場合は速やかに補充する。</p>
職員の姿勢	<p>○センターの保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員は、それぞれの専門性を発揮しながら相互に情報を共有し、連携・協働する「チームアプローチ」を実践し、多様な観点から効果的な支援を行う。</p>	<p>○毎朝の朝礼にてタイムリーな情報共有と、職員会議における情報の共有、課題の検討、方向性の協議の実施。</p>
職員のスキルアップ	<p>○センター職員は、相談技術やケアマネジメント技術の向上、業務に必要な知識、技術の習得を目的とした研修等に積極的に参加し、各職員が学んだ内容を全職員に伝達・共有することにより、センター全体のスキルアップに努める。</p>	<p>○地域包括支援センターの職員として必要な知識や技術習得、また、専門職としてのスキルアップを図るための外部研修の受講と日常業務でのOJTの実施。</p> <p>○職場内でのケース検討、法人包括合同での事例検討会の実施。</p>

11 管理体制

項目	市の方針	地域包括支援センター重点課題・目標
個人情報の保護	<p>○センターは、業務上多くの個人情報を知りえる立場にあることから、その取扱いにあたっては「印西市個人情報保護条例」に基づき、情報管理を徹底するとともに、守秘義務を厳守し、個人情報の保護に注意する。</p>	<p>○印西市個人情報保護法に基づき、守秘義務を厳守し、書類等の適切な保管、管理を行う。</p>
苦情対応	<p>○センターに対する苦情を受けた場合は、迅速かつ適切に対応し、その内容及び対応等を記録し、必要に応じて市に報告する。</p>	<p>○苦情担当者を決め、内容の確認、対応を行うとともに、原因の特定をし、是正処置を実施。活動経過の評価を行い、記録の管理も行う。</p>
緊急時対応	<p>○センターは、緊急時の対応が必要になることを想定し、夜間休日を問わず24時間連絡を取ることができる体制を確保する。</p>	<p>○電話転送にて24時間相談を受け付けられる体制を整える。（当番制）</p>